減

歩 先

ビジョン

基本方針

個 別 事 業

計画目標(平成33年度)

【基本方針1】

市民・事業者・市の協働 によるごみを出さない社 会づくりを推進します。

- ごみ減量のための「ちばルール」の普及・拡大
- 国及び他自治体との連携
- 3 R教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化
- 生ごみ、剪定枝の排出抑制の推進
- 発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)の促進
- 料金の見直しによるごみの排出抑制
- ごみ出し支援サービスの実施
- 環境美化の推進・不法投棄の防止
- C-EMS による市庁舎等における率先した3Rの推進

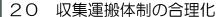
【基本方針2】

分別の徹底・推進・拡充 による高度な資源化への 挑戦により、焼却ごみの 継続的な削減を目指しま す。

- 10 市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援
- 地域コミュニティ・事業者間ネットワークを活用したごみ減量の推進
- 12 ごみ排出ルールの遵守・指導徹底
- 13 多様な排出機会の提供と動機づけによる古紙等の再資源化の推進
- 14 プラスチック製容器包装の再資源化の推進
- 15 剪定枝等の再資源化の推進
- 16 生ごみの再資源化の推進
- 17 さらなる資源化品目の検討・推進施策
- 18 事業所ごみの排出管理・指導の徹底
- 19 清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の実施

【基本方針3】

低炭素・資源循環へ貢献す る、経済・効率性と安定・継 続性に優れたシステムの構 築を目指します。



- 民間の活用を取り入れた再資源化システムの構築
- 焼却残渣の再生利用の推進
- 23 焼却処理施設の長期的な運用計画の推進
- 24 最終処分場の適正管理
- 25 安定的な処理体制を目指したごみ処理施設の配置・整備計画の推進
- 26 新たな資源化システムの検討
- 適正処理困難物等の処理推進

(1) 総排出量······364,000t に抑制

(2) 焼却処理量······220,000t に削減

(3) 再生利用率……43%に引き上げ

(4) 最終処分量······17,000t に削減

(5) 温室効果ガス排出量…83,000t に削減

計画の推進と管理

計画 目標の共有化

毎年度

の進行管理

〇より多くの市民・事業者が関 心をよせるPRの実施

- ○周知徹底のためのきめ細かな 説明会等の実施
- ○「一歩先に進んだ取組み」を 推進するための体制づくり

- ○計画目標の達成状況及び個別 事業の進捗状況の把握
- ○個別事業の評価及び見直し
- ○計画目標の達成状況及び 個別事業の進捗状況の公表

計画全体の評価と見直

〇計画の中間年度(平成 28年 # 度)における計画全体の評価! と見直し

○新たな施策の導入や処理施設 の整備等について検討・判断 し、計画に反映するとともに、 市民・事業者の意見を伺い見 直しに反映。

^{||}---------



